



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 6 (2011年6月16日発行)

皆様こんにちは。

今回のタイ国法律改訂情報Vol. 6は「投資委員会告示 持続可能な発展のための投資奨励」についてお送り致します。本告示は、2010年4月23日の告示ですが、2011年5月11日に、“環境面の問題解決措置の追加と修正(投資委員会告示 2011年度第6号)”が施行されました。追加修正部分を反映させた情報をお送り致します。全部で5ページとなりますが、ご高覧の程お願い致します。

投資委員会告示 第2/2553 号

件名: 持続可能な発展のための投資奨励

(การส่งเสริมการลงทุนเพื่อการพัฒนาที่ยั่งยืน

カーンซอนスームカーนrontウンプアカーンพัทตะนาร์ตี้เียนยู่น)

国内産業の発展を促し、タイの産業を高度技術を使用した知識集約型産業に高めるために、1977年投資奨励法第16条、第31条第2項及び第35条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り措置を公布する。

1. 投資奨励の対象産業

1.1 全国土(バンコクを除く)を2012年12月31日まで投資奨励地域とする。

1.2 特別奨励産業は以下3グループとする。

1.2.1 省エネルギー及び代替エネルギー関連事業

業種 1.18 農作物からのアルコールあるいは燃料の製造事業
(屑、ごみ、廃棄物を含む)

業種 4.2.3 省エネまたは代替エネルギー機械もしくは装置の製造事業

業種 4.15 燃料電池の製造事業

業種 7.1.1 電力または及びスチームの生産事業－農作物からのエネルギー、バイオガス、風力エネルギーなど再生可能エネルギー

1.2.2 環境にやさしい素材及び製品の製造

業種 6.3 環境にやさしい化学品の製造事業

業種 6.4 環境にやさしい製品の製造事業

1.2.3 高度技術を使用した事業

業種 1.11.10 メディカルフードの製造事業

業種 2.5.3 ファインセラミックス製品の製造事業

業種 2.19 ナノ物質の製造または内製ナノ物質からの製品の製造事業

業種 3.1.1 天然繊維または人口繊維の製造事業

－ 高機能繊維の製造事業に限る

業種 3.9 医療機器の製造事業

業種 3.10 実験器具の製造事業

業種 4.2.1 工学的に設計された機械、装置及び部品の製造事業

業種 4.2.2 農業及び食品加工用の機械、装置の製造

業種 4.2.4 金型の製造または修理事業

－ 金型及び部品の製造事業に限る

業種 4.9 航空機の製造、修理または改造成業、及び航空機用部品装置
または航空機内用品の製造もしくは修理事業

業種 4.10 車両部品の製造事業

－ 自動変速装置

－ 無段変速機(CVT)

－ ハイブリッド車または燃料電池自動車などのエンジン用
トラクションモーター

－ 横滑り防止装置(ESC)

－ 回生制動装置

－ 車両用タイヤの製造

業種 5.4.3 工業用電子機器の製造事業

業種 5.4.4 電気通信機器の製造事業

業種 5.5.1 半導体の製造事業

業種 5.5.2 記憶装置の製造事業

－ ハードディスクドライブ(HDD)、フラッシュメモリドライブ (SSD)
及びHDD とSDD の部品に限る

業種 5.5.4 電気通信機器部品の製造事業

業種 5.5.5 医療電子機器部品の製造事業

業種 5.5.6 農業用の電子機器部品の製造事業

業種 5.5.7 車両用電子部品の製造

- 業種 5.5.10 太陽電池または太陽電池原材料の製造事業
- 業種 5.5.12 フラットパネル・ディスプレイの製造事業
- 業種 5.6 マイクロ電子機器用の資材または基板の製造事業
- 業種 5.7 電子機器の設計事業
- 業種 7.18 人材開発事業
- 業種 7.19 バイオテクノロジー事業
- 業種 7.20 研究及び開発事業
- 業種 7.21 科学実験サービス事業
- 業種 7.22 計測器校正サービス事業

1.3 第1.2 項における業種への権利及び恩典は以下の通りとする。

- 1.3.1 機械の輸入関税を免除する。
- 1.3.2 上限なく8年間法人所得税を免除する。
- 1.3.3 第31条第1項または第2項に基づく期間の終了日、もしくは被奨励者が法人所得税の免除を受けていない場合被奨励事業に収入が発生した日から数えて5年間以下の期間、投資から生じた純益にかかる法人所得税を50%軽減する。
- 1.3.4 法人所得税の計算上の便宜のため、被奨励事業に収入が発生した日から10年間、被奨励事業において被奨励者が経費として負担した運送費、電気代、水道代の2倍を控除することを認める。
- 1.3.5 インフラ施設の据付または建設費を、純益通常の減価償却控除より25%増し控除することを認める。当該控除は被奨励事業から収入が発生した日より10年以内のいずれかの1年間において、もしくは数年に分割して行うか選択することができる。

1.4 当該奨励は、2012年12月31日までに申請すること。

2.エネルギー節約、代替エネルギー使用または環境への影響軽減のための投資奨励措置

- 2.1 本措置は、被奨励事業であるか否かを問わず既存の事業を対象にする。
被奨励事業でない場合は、投資委員会が通知した奨励対象業種であること。
- 2.2 既存の被奨励プロジェクトは、法人所得税減免期間終了時に本措置の下で奨励を申請することができる。また、もしくは法人所得税免除を受けていないプロジェクトも同様とする。
- 2.3 エネルギー節約、代替エネルギー使用または環境への影響軽減のために機械の変更計画を提出し、以下のいずれかを行うこと。
 - 2.3.1 規定の比率でエネルギーの使用量を削減するために、近代技術への機械変更投資を行うこと。
 - 2.3.2 全体のエネルギー使用量に対し、規定の比率で代替エネルギーを使用するために、機械変更投資を行うこと。
 - 2.3.3 規定の比率で廃棄物、廃水、排気を削減するために、機械変更投資を行うこと。
- 2.4 権利恩典は以下の通りとする。

2.4.1 機械の輸入関税を免除する。

2.4.2 土地代及び運転資本を除く投資額の70%にかかる法人所得税を3年間免除する。
既存の事業からの収入に対する法人所得税を対象とする。
(2011年4月23日 廃止)

2.4.3 法人所得税の免除期間は奨励証書受領後の収入発生日からとする。

2.5 2012年12月31日までに投資奨励を申請し、奨励証書発行日より3年間以内にプロジェクトを終了すること。

2.6 本措置に基づき奨励を申請する既存のプロジェクトすべての投資規模に対し、投資委員会事務局が奨励審査・承認を行う。

3.新製品を製造するために技術を改善し生産効率向上を図るための投資奨励措置

3.1 新製品を製造するために技術を改善し生産効率向上を図るための投資奨励措置の原則及び条件を以下の通りとする。

3.1.1 被奨励事業であるか否かを問わず既存のプロジェクトであること。

3.1.2 新製品の製造ができるように既存の生産ラインに技術を導入し、設備投資を行うこと。

3.1.3 新製品は既存の製品と異なり、明確に製品名を示すことができるものであり、法人所得税を免除される対象製品であること。

3.1.4 生産ライン改善には製品組み立てラインの改善を含まない。

3.2 権利恩典は以下の通りとする。

3.2.1 機械の輸入関税を免除する。

3.2.2 新製品の収入にかかる法人所得税を3年間免除する。生産ライン改善の投資額の100%を超えないこと。

3.3 新製品を製造するために技術を改善するための投資奨励計画書及び投資奨励申請書を、2012年12月31日までに提出すること。

3.4 本措置に基づき奨励を申請する既存のプロジェクトすべての投資規模に対し、投資委員会事務局が奨励審査・承認を行う。

4.環境面の問題解決措置

4.1 関係省庁の規定に基づく環境管理に関する原則及び条件に従うこと。その汚染物質が法律で定められたレベル以下であり、以下の業種であること。

－石油精製工場

－ガス分離工場

－発電所

－科学及び石油化学

－鉱物及び基礎金属

4.2 被奨励事業であるか否かを問わず既存のプロジェクトであること。

4.3 権利恩典は以下の通りとする。

4.3.1 環境への影響軽減のための機械の輸入関税を免除する。

4.3.2 土地代及び運転資本を除く投資額の70%にかかる法人所得税を3年間免除する。
既存の事業による収入にかかる法人所得税を対象とする。(2011年4月23日 廃止)

4.3.3 法人所得税の免除期間は、奨励証書受領後の収入発生日からとする。

4.4 投資委員会事務局の定めた原則及び方法により環境への影響を軽減すること。

4.5 投資委員会事務局の定めた原則及び方法に従い、環境への影響軽減計画書及び投資奨励申請書を2012年12月31日までに提出し、奨励証書発行日より3年間以内で終了すること。

4.6 本措置に基づき奨励を申請する既存のプロジェクトすべての投資規模に対し、投資委員会事務局が奨励審査・承認を行う。

本布告は2010年3月10日以降提出した申請書に適用する。

布告日 2010年4月23日

アピシット・ウェーチャーチーフ

首相

投資委員会委員長

作成者:高野 香(TJ Prannarai 翻訳事業部)

タイ国法律改訂情報は毎月第3木曜日に発行しております。

バックナンバーもございますのでご入用の方はお気軽にお問い合わせください。(無料です)

“2011年 業務安全・衛生・環境法” 第3版 好評発売中です。

(定価:5,000 バーツ)

タイ人スタッフと打ち合わせがしやすく、
相互理解が図れるよう、日本語-タイ語の対訳本です。

ご購入は TJ Prannarai までお問い合わせください。

【発行元】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd.

Tel: 0-2712-3199

E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

前田 千文

翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ